

本報告書は、平成30年1月25日に公表した報告書を、平成30年2月22日に公表した正誤表により訂正したものです。

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年1月19日 02時00分ごろ
発生場所	千葉県南房総市乙浜港南方沖 乙浜港南防波堤灯台から真方位300° 210m付近 (概位 北緯34° 54.6′ 東経139° 55.6′)
事故の概要	ヨットHIKAWAは、錨泊中、走錨して岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年1月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット HIKAWA、5トン未満（長さ6.30m）
船舶番号、船舶所有者等	232-12329千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.0～3.0m 南房総市には、平成29年1月18日08時57分に波浪注意報が 発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、南房総市野島埼南方沖で帆走中、 西寄りの風が強くなり、機関を使用して帰航しようとしたが、前進が できなかったため機関を止めて漂流したのち、乙浜港南方沖50m付 近で投錨したものの、風が更に強くなって走錨し、同港南側の岩場に 乗り揚げた。
分析	本船は、風力5の西風が吹く状況下、乙浜港南方沖で錨泊中、風浪 によって走錨したことから、同港南側の岩場に乗り揚げたものと考え られるが、船長から情報が得られなかったため、走錨に至った状況を 明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、風力5の西風が吹く状況下、乙浜港南方 沖で錨泊中、風浪によって走錨したため、同港南側の岩場に乗り揚げ たものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・ 気象情報を入手し、状況に応じて出港の可否を判断することが望 ましい。